

北海道交通安全対策会議幹事会 議事録

【開催日時】 平成30年7月11日（水）14:00～15:20

【開催場所】 北海道庁赤れんが庁舎 2階2号会議室（札幌市中央区北3条西6丁目）

【出席者】 幹事24名（代理出席含む）、事務局2名 別紙出席者名簿のとおり。

【概要】

- 1 あいさつ 北海道環境生活部くらし安全局長（代表幹事）
 - ・ 幹事の皆様方には、日頃から、道の交通安全の推進にご理解とご協力をいただき感謝申しあげる。
 - ・ 今年度の交通事故死者数は、昨日現在64人で、昨年同期と比べ1人増となっており、また、飲酒運転による事故の発生は収まらず憂慮される状況にある。
 - ・ 道としては、「高齢者の事故防止」、「飲酒運転の根絶」、「自転車の安全利用」などを、今年度の交通安全運動の重点として掲げ、関係機関と連携し、全道各地で交通安全の取組を進めており、本日から20日までは、「夏の交通安全運動期間」として、より積極的に啓発活動を展開するので、ご協力をお願いしたい。
 - ・ 交通安全実施計画は交通安全対策基本法に基づき、毎年度、作成するもので、各関係期間が実施すべき施策について取りまとめるものとなっており、幹事の皆様の協力を得て作業を進めてきた。
 - ・ 今年度の実施計画は自転車の安全対策や、最近の交通安全対策の課題等を盛り込んだものとなっている。
 - ・ また、本年度から、第10次北海道交通安全計画の鉄道交通の目標「鉄道交通での乗客の死者数ゼロ、運転事故全体の死者数減少、踏切事故の防止」を目指すため、道内の鉄道の安全対策を推進する公共交通機関として道南いさりび鉄道株式会社様にも会議に参画いただくことになった。
 - ・ 交通事故のない安全で安心な社会を実現するためには、関係機関が連携し、総合的・長期的な視点で施策を推進していくことが重要。今後とも皆様のご協力をお願いする。

2 議題

進行：北海道環境生活部道民生活課長

(1) 平成30年度北海道交通安全実施計画について

- ① 事務局から、資料1-1、資料1-2、資料1-3、参考資料により昨年からの変更点等について説明。

《主な変更点》 ページ数は、資料1-2 新旧対照表のページ

P 2 はじめに（道）

実施計画を作成する根拠（交通安全対策基本法第25条第3項）が分かりやすいよう文言修正

P15～16 公共交通機関利用の促進（道）

昨年度まで、公共交通機関の維持・確保に向けた施策の推進については、「北海道交通ネットワーク総合ビジョン」（平成20年12月策定）に基づき、道内外と道内交通網の充実及び強化に向けた取組を行っていたが、平成30年3月に「北海道交通政策総合指針」が策定されたことから、今後は、本指針に基づき、取組を展開していく旨を記載

P18 災害に強い交通安全施設等の整備（道警）

「広域交通管制システム」については、警察庁が運用してシステムであるため削除し、災害発生時における情報提供について、10次計画に基づき項目を追加し取組を記載。

P19 違法駐車対策の推進（道警）

H30年度警察庁交通安全業務計画に基づき、修正。

違法駐車については、駐車監視員の取締活動ガイドラインに基づいた取締を推進することを追記。

- P26 外国人に対する交通安全教育の推進（道）
増加している外国人観光客の交通事故防止のため、多言語（日本語、英語、中国語、韓国語）で交通ルール等を動画での周知を追加。
- P32, 33, 35 自転車の安全利用の推進（道、道教委、道警）
平成30年4月1日に北海道自転車条例が施行されたことに伴う、条例の周知や条例で示された乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険の加入等の促進について記載。
- P32 危険ドラッグ対策の推進（道）
担当課から危険な薬物については、危険ドラッグだけではないという指摘があったことから、「危険ドラッグ等乱用薬物」と記載を変更
- P35 デイライト運動の一層の浸透・定着、危険ドラッグ対策の推進（道警）
道警独自の取組はなく、北海道全体として取り組んでいることから項目を削除。
- P40 悪質危険な運転者の早期排除（道警）
H30年度警察庁交通安全業務計画に基づき修正。
近年、全国的に問題視されている「あおり運転」について、捜査部門とも協力するなど、あらゆる方面からこれまで以上に協力に悪質な運転者を取り締まっていくというを追記。
- P47 自転車の安全性の確保（道、道警）
北海道自転車条例施行に伴う修正、追記（乗車用ヘルメット着用、自転車損害賠償保険等への加入推奨）
- P47～48 交通の指導取締りの強化等（道警）
警察庁業務計画に基づき、取締りを強化する「あおり運転」について追記
- P59 鉄道施設等の安全性の向上（JR北海道）
車両故障対策として、老朽化が進行している気動車を更新するため新製した電気式気動車の性能試験を実施するほか、電気・気動車の重要機器の取り替えの推進について記載。

・その他の変更については説明省略

（施設整備に係る事業実施箇所及び事業費、行事等の実施時期、従前からの取組について、内容をより分かりやすく具体的に記載したもの、文言修正を行ったもの 等）

- ② 今年度から、道内の鉄道交通の安全を図るため、委員に加わっていただいた「道南いさりび鉄道」の平成30年度の取組について、資料1-2に基づき、道南いさりび鉄道運輸部から説明いただいた。

- P60 鉄道施設等の安全性の向上
鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施する。軌道整備については、JRの貨物列車脱線事故を受け講じられた対策を踏襲し、保安度の高い基準で維持管理を行っている。また、JR貨物さんにもご協力いただき、コンテナの中に偏った荷物の積載をしないよう、荷主さんにご理解求めているとともに、当社線に入る貨物列車について、偏積していないかチェックする測定器を利用させていただき、そこを通して安定した貨車の運行管理を行っている。
当社はJR北海道さんから9両の車両を譲渡していただき運行しており、計画的に車両の保全を行っている。また、貨物列車は電気機関車であるのでトロリ線の取替・電気転てつ機取替等を継続して実施する。
- P61 鉄道交通の安全に関する知識の普及
自治体及び各教育委員会を通じ、小学校の新入学生等を対象に踏切通行者の安全普及に努める。また、昨年、近隣の小学生が、「踏切非常押しボタン」を、一般道路の押しボタンと勘違いし、渡る度に押しちゃってしまっていたケースがあったことから、学校を通じ、正しい知識の普及に努める。また、運輸局・関係機関と協力し、ドライバーも含め、踏切通行者に事故防止の啓発を行う。

- P62 運転士の資質の保持
 当社は全てワンマン車両で、函館から木古内まで同じような線区をピストンで運転するというマンネリ化しやすい線区であるという特有の業務実態を把握した指導・教育により運転士の資質の向上を図る。また、JR北海道の協力をいただき、運転士の適正検査やシミュレータ訓練を実施する。
- P63 安全上のトラブル情報の共有・活用
 運輸局の情報を積極的に取り入れ、また、日本民営鉄道協会等の事故事例を当社に置き換え、系統ごとに検討会を実施する。
- P64 気象情報等の充実
 関係機関からの気象情報の早期把握につとめ、安全輸送を確保する。また、冬季は特にいろいろな情報を入手し、天気の変に備えながら安全な輸送体制をとっている。
- P64 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
 列車の運行管理はJR北海道に委託しており、会社間の連絡体制について、各種訓練を通じて再確認を行っている。
 消防・警察との連携構築のため、協定に基づき訓練等を実施し、マニュアル・規程類の確認を行うこととしている。
- P65 鉄道車両の安全性の確保
 鉄道車両の保守について関係規程に基づいた検査を実施し、安全を確保する。また、過去に発生した他社の重大車両故障事象を当社に置き換え、事例検討を行い、品質向上に向けた取組を実施する。
- P66 救助・救急活動の充実
 当社で整備した災害時のマニュアルに基づいた社内訓練、関係機関と連携した訓練を実施する。また、津波警報時等発表時に備え各駅に掲示している「避難経路・避難場所」について必要に応じ見直しを行う。
 消防に協力いただき、社員向けのAEDを活用した普通救命講習を定期的に行う。
- P66 鉄道事故等の原因究明と再発防止
 社員の安全意識醸成のため、「安全の手引き」を作成し、社員教育を定期的に行う。事故等の原因究明と再発防止のため、職員のスキルの向上をめざし、北海道運輸局で行われる研修に参加するとともに、過去の事故事例を分析し必要な対策をとるための勉強会を実施する。
- P68 踏切道の立体交差化・構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
 緊急対策踏切として、当社で一箇所指定されている七重浜道路踏切について、関係自治体と協議を継続する。
- P69 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
 踏切警報機の視認性の向上のため、ドライバーだけでなくどの方向からも見やすいよう警報灯の全方位化を継続実施する。
- P70 踏切道の統廃合の促進
 往来実績がほとんどない、遮断機がない踏切（3種）の廃止を検討することとしている。
- P71 その他踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置
 交通量が多い踏切や通学路に指定されている踏切において、交通安全意識の向上や非常押しボタンの周知を図るため、関係機関と連携し、踏切事故防止キャンペーンを行う。

◇その他 出席者からの発言なし

◇本幹事会として、原案を「実施計画（案）」とすることについて異議なし。

◇今後、本案により、対策会議の委員の皆様は書面決議の方法により承認を得ることとし、後日文書で依頼する旨周知。

3 報告事項

(1) 交通事故の発生概況について

道警本部交通企画課から、資料2により説明

- ・ 平成30年6月末の交通事故による死者数は62人で、前年比+4人となっている。
- ・ 本年は、当初、死亡事故が連続発生し、2月25日には前年比+20人となっていたが、各関係機関・団体の取組により、3月、4月、6月の死亡者は、統計記録が残る昭和23年以降最少となり、昨日(7/10)現在の死亡者は64人で前年比+1人となっている。
- ・ 上半期の死亡事故の特徴として、目立つものは人対車両と正面衝突で、それぞれ、死亡者全体の3割を超えている。
- ・ 65歳以上の高齢者の死亡者が35人で56.5%と半数を超えており、今後も高齢者対策が重要と考えている。
- ・ 自動車乗車中の死者37人のうち、シートベルト非着用者は14人で、生存空間の状況から、そのうち9人はシートベルトをしていれば助かった可能性が高い。
- ・ 昨年は、自動車乗車中の死者89人のうち、シートベルト非着用者は37人で、そのうち24人はシートベルトをしていれば助かっていた可能性が高い。
- ・ 死者数を減少させるためには、シートベルトの着用の指導や、シートベルトコンビンサーを活用した参加体験型交通安全教室の実施等が重要だと考えている。
- ・ 道警としては、引き続き、悪質・危険な運転の取締を強化する。7月は、「飲酒運転の根絶」、「スピードダウン」、「シートベルトの着用」について、関係機関団体との広報啓発や取締を強化するのでご理解をお願いする。また、今日から「夏の交通安全運動期間」となるので、皆様方のお力添えをお願いする。

(2) 平成30年「夏の交通安全運動」について

事務局から資料3により説明

- ・ 道では、毎年作成する「交通安全運動の推進方針」に基づき、春・夏・秋・冬の4期40日の期別運動を推進しており、その1つである「夏の交通安全運動」を本日から10日間、実施する。
- ・ 今年の運動の重点としては、「飲酒運転の根絶」、「スピードダウンと居眠り運転の防止」、「全ての座席のシートベルト着用」の3点を掲げ、初日となる本日は「統一行動日」として、午前中に道庁赤レンガ前庭で関係機関や団体なども集結し、セーフティーコールを行った。
- ・ 北海道は、これから夏本番を迎え、レジャーに車で出かける機会が増えることから、道民の皆様へ、交通ルールの遵守や交通マナーの徹底などを呼びかけるため、各地で街頭啓発や各種広報活動など効果的な啓発活動を実施してまいります。
- ・ 4月に「北海道自転車条例」が施行されたところだが、最近、自転車利用者の一部に、交通ルールの無視やマナーの悪化が見受けられ、交通事故や悪質なひき逃げなども発生していることから、条例の趣旨が道民に浸透していくよう、自転車の安全利用についても広く呼びかけてまいりたい。
- ・ 各機関の皆様におかれても、それぞれのお立場から、交通事故防止のため、この運動に対するご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

(3) 飲酒運転事故防止について

事務局から資料4により説明

- ・ 道では平成27年12月に「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」を施行し、「飲酒運転をしない、させない、許さない」を合言葉に、飲酒運転の根絶に向けて、さまざまな取組を進めている。
- ・ この条例で7月13日を「飲酒運転根絶の日」として、全道14振興局管内で飲酒運転根絶の日決起大会を開催するのでお知らせさせていただく。(渡島のみ7月10日に実施)
- ・ 札幌では、かでの2・7で決起大会を開催することとしており、基調講演には、16歳の長男とその友人を飲酒運転事故により亡くされ被害者の立場から活動されている山本美也子さんの講演と、キリンビール株式会社さんに「お酒と健康」と題する適正飲酒講座をしていただく

予定となっている。

- ・ 昨年は、道内における飲酒運転を伴う交通事故の死者数が、前年と同数の11人となっており、本年もこれまでのところ、飲酒運転を伴う人身事故の発生件数、死者数とも、昨年を上回って推移しており、極めて憂慮すべき状況にある。
- ・ 飲酒運転に係る逮捕事案が短期間に多発した際に実施する「飲酒運転根絶緊急対策」も、本年は、すでに札幌市で、5月と、つい先週にも実施したという状況にある。
- ・ 一日も早く飲酒運転を根絶するという決意のもと、飲酒運転は絶対に見逃さないという「社会の目」を道内の隅々まで広げていくことが重要であり、飲酒運転の危険性や取り返しのつかない悲惨な結果などについて、この決起大会において、道民と認識を改めて共有し、広く道民に訴えて参る機会としたい。
- ・ 「飲酒運転根絶道民宣言」を道民の総意として改めて認識し、安全で安心に暮らすことのできる社会が実現できるよう取り組んで参りたいと考えているので、皆様にはより一層のお力添えをお願い申し上げます。

(4) 北海道自転車条例について

事務局から資料5により説明

- ・ この条例は、自転車の活用及び安全な利用の促進が、環境の負荷の低減や道民の健康増進、さらには観光の振興等に資するとの認識のもと、自転車利用者等の責務を明確にした施策を総合的に推進することを目的に、本年4月1日に施行したものであり、自転車の安全利用はもとより、他県の条例にはないサイクルツーリズムの推進など、自転車の活用の推進についても規定した点が特徴となっている。
- ・ 関係部にまたがる施策であることから、総合政策部地域戦略課で総括的に所管し、条例全体の施策を進める体系としては、庁内関係部や関係機関・団体による会議体である「北海道自転車活用等推進連携会議」を立ち上げ、自転車の魅力や利点を広く道民に周知し、その前提となる自転車の安全利用への理解を図るため、メディアを活用したPRやフォーラムなど各地域でのイベント開催をしながら、効果的なPRを展開していくとともに、6月に閣議決定された「自転車活用推進計画」に基づく道の対応について協議していく。
- ・ 各論的には、それぞれの基本的施策ごとに各々が担当する形で、環境生活部では自転車の安全利用という観点での普及啓発等について担当しており、大きな課題としては2つ。
- ・ 1つは、自転車利用者の責務として明記されている乗車用ヘルメットの着用と夜間の反射器財等の装着の推進。
- ・ 道では、年齢層に応じたヘルメットを用意して、自転車シミュレータによる体験型啓発を行う際に使用するなど、自転車を乗るときには必ずヘルメットをかぶるという意識付けを機会あるごとに行っていく。
- ・ また、自転車小売業者にもご協力いただきながら、自転車を購入される方々への必要な情報提供や助言を行っていただくよう働きかけてまいる考え。
- ・ 皆さんの職場でも、自転車通勤の方には、ヘルメットの着用について促していただきたい。
- ・ 2つめは、事業者の責務として、自転車損害補償保険等の加入促進について。10月から自転車貸付業者や自転車を事業の用に供している業者には加入が義務となる。罰則はないが、条例で唯一、道民に一定の義務を課すことから、現在、対象事業者の把握に努めている。
- ・ 自転車貸付業者については、条例の解釈上、有償・無償を問わないこととしており、レンタサイクル事業者はもとより、宿泊客に貸し出している旅館なども含まれる。
- ・ 事業の用に供している業者については、恒常的に自転車を使用して経済活動を行っている事業者として、業種的には、運送業、銀行業、郵便業などを考えており、官公庁も例外でなく、道、市町村においても実態把握中である。
- ・ もし、皆様方の職場でも自転車を仕事で使用している実態があれば、この規定に関わってくるのが考えられるのでご留意いただきたい。
- ・ この先、対象事業者に対し、義務化の始まる10月までに保険加入の促進について個別に働きかけてまいる考え。
- ・ 自転車による交通事故を起こさないためには、自転車利用者の一人ひとりが、車両としての自転車の危険性を認識し、歩行者などの通行に十分配慮した利用に心がけることが重要であり、

今後とも自転車の安全利用に向け、効果的な取組を展開し、条例の実効性を高めてまいります。

(5) 気象庁の取組について

札幌管区気象台から資料6により説明

- ・ 先週後半から、西日本中心に記録的な大雨となっており、先週は北海道でも記録的な雨が観測され、被害が出ているので、先週の北海道の大雨の状況と気象台が取り組んでいる気象情報の提供について説明させていただく。
- ・ 先週（7月2日～6日）、北海道に前線が停滞した状態になり、同じ場所で雨が降り続いた。
- ・ 旭川市瑞穂、東神楽町志比内、美瑛町白金では200ミリを超えるなど、これまでにない大雨の記録となった。
- ・ 旭川市や留萌市は、7月1ヶ月の降水量の平均値（過去30年平均）のほぼ倍程度の降水量となり、札幌市でも7月1ヶ月分の平均値を超える雨が降った。
- ・ この大雨で、国管理の3河川、道管理の25河川で氾濫が発生し、国道、道道の通行止め、JR等交通機関の運休が多数発生し、道民の生活に支障をきたした。
- ・ 近年、全国的に、毎年のように台風や集中豪雨が発生し、大きな被害が出ている。
- ・ 様々な機関で、いろいろな取組、施策を行っているが、気象庁としても、最近の雨の集中化、局地化については新しいステージに入っているととらえており、それに向けた防災対策、情報解析等を行っている。
- ・ 昨年5月からは、5日先までの警報発表の可能性を表示しており、また、危険度の高まる時間帯をよりわかりやすいよう色分けして表示するなど、交通安全対策、防災対策に資するよう改善を図っている。
- ・ また、29年7月から、従来の大雨警報、洪水警報を補完する形で、視覚的にわかりやすいよう浸水害、洪水の危険度をドットで色分けし表示するようにした。パソコンでもスマホでも確認できるようになっているので、交通安全対策等に活用いただきたい。
- ・ 先月20日（6/20）からは、15時間先の降水がわかるようにHPでも公開しているので、各種対策に利用いただきたい。

※各報告事項について意見、質問等なし